那須塩原市農業委員会

第11回総会議事録

平成30年5月25日(金)

西那須野支所300会議室

1. 開催日時: 平成30年5月25日(金) 午後1時30分~ 午後1時44分

2. 場 所: 那須塩原市役所 西那須野庁舎 300会議室

3. 出席委員: 20名

会長	15	君島良一	委員	10	金田 廣衛
会長職務代理者	3	加藤 拓央	"	11	藤田一郎
委員	1	松本 忠太	"	12	渡邉 透
"	2	島田・晴子	"	13	人見 二三夫
"	4	三本木 直人	"	1 4	大田原 重夫
"	5	藤田 利男	<i>''</i>	16	大根田 昇
"	6	辻野 京子	"	17	稲垣 政一
"	7	竹村 文祥	"	18	木村 孝子
"	8	益子 丈弘	"	19	室井 孝美
"	9	伊藤順久	<i>''</i>	20	石﨑 清

4. 欠席委員: なし

5. 議事録署名人の指名: 20番 石﨑 清委員、2番 島田 晴子委員

6. 議 事

1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対 する意見について

7. 出席事務局職員

 事務局長
 久留生利美
 農地係長
 新巻昭美

 局長補佐兼農政係長
 金子 嘉
 農地係主事
 田端政則

8. 傍聴人: なし

《会議内容》

事務局長 会議の前に議案の訂正につきましてご説明したいと思います。

議案の訂正につきましては、本日お手元に配布いたしました一覧表「那須塩原市農業委員会第 11回総会議案書の訂正」をご覧ください。

3ページ、議案第2号番号4番が、取下げとなってございます。以上です。

それでは、那須塩原市農業委員会第11回総会の開会に先立ち、会長からご挨拶を頂きます。

君島会長 《挨拶》

事務局長 総会の議長につきましては、那須塩原市農業委員会総会規則第5条の規定に従いまして、会長 が務めることとなります。

よろしくお願いいたします。

《開会のブザー》

議長 ただ今より、那須塩原市農業委員会第11回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は20名全員でございますので、総会が成立していることを報告いたします。

次に「議事録署名人の指名」を 行います。

議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。

総会規則に基づき議長が指名することでご異議はございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議席番号20番 石﨑清委員、2番 島田晴子委員を指名いたします。 それでは議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番について石﨑清委員の報告を求めます。

石﨑清 委員 議案第1号、番号1番について調査結果を報告します。

農地を売買する申請です。

譲渡人・譲受人・地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。

調査は5月15日、午前12時頃、申請人宅で申請人から行いました。

申請地は、旧鳥野目小学校、現東原活動センターより北へ1キロメートルに位置しています。 売買する理由としては、平成10年に親から相続を受け、体調が悪く農業を行ってなく今後も 農業を実施出来ないため、今回の売買に至りました。

譲受人の経営状況は、乳牛・生乳120頭、育成牛80頭、耕作面積14ヘクタールを家族労働で行っています。

申請地の耕作予定は、飼料作物・デントコーンを作付する予定です。

調査の結果申請地は、今後も引き続き耕作される事は確実です。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号1番の申請は許可相当と判断しましたので、委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終ります。以上です。

議長 報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので石﨑清委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

次に議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番について室井孝美委員の報告を求めます。

室井孝美 委員 議案第2号、番号1番について調査班を代表して報告いたします。

貸借により、申請地を駐車場とするための申請です。

貸人・借人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

申請地はJR那須塩原駅から南へ1キロメートルに位置しています。

現地調査は5月22日、午前9時40分頃に行いました。

申請地の立地状況として、申請地は、都市計画上の準工業地域内にあるので第3種農地区分となり、農地転用の許可の対象になります。

申請に至った経緯ですが、現在和洋菓子の製造場を建設中であり場内の駐車場スペースでは、 従業員の駐車場が不足するため隣接である申請地を駐車場にしたく申請に至りました。

事業計画は、申請地へ従業員駐車場12台分を整備する内容です。

上下水道の利用はなく、雨水は敷地内にて地下浸透処理します。

周囲に植木を施し、土砂の流出を防ぎます。

現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用しても問題はないと判断しました。 地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終ります。以 上です。

議長 報告が終わりました。

番号1番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので室井孝美委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

番号2番について大田原重夫委員の報告を求めます。

大田原重夫 委員 議案第2号、番号2番について調査班を代表して報告します。

売買により申請地を一般住宅用地にするための申請です。

譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立東那須野中学校より北へ150メートルに位置しています。

現地調査は5月22日、午前9時15分頃に行いました。

申請地の立地状況について、申請地は周辺農地の広がりが10ヘクタール以上となる区域内にあるので、第1種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが既存集落に接続した住宅等の建築は不許可の例外に該当します。

申請に至った経緯について、申請人は現在母親などと実家で生活しておりますが、子供の成長とともに実家が手狭になったために今回の申請に至ったとのことです。

事業計画は、申請地へ一般住宅を建築する内容です。

上水道は市の施設を利用し、汚水は合併処理浄化槽にて敷地内処理とします。

雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。

現地を確認した結果、隣接に農地はなく転用しても問題はないと判断しました。

地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終ります。以上です。

議長 報告が終わりました。

番号2番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので大田原重夫委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。

番号3番について島田晴子委員の報告を求めます。

島田晴子 委員 議案第2号、番号3番について調査班を代表して報告します。

売買により申請地を一般住宅用地とするための申請です。

譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、市立三島小学校東口から北東へ30メートルに位置しています。

現地調査は5月23日、午前9時20分頃に行いました。

申請地は、都市計画法上の第1種低層住居専用地域の区域内にあるので、第3種農地区分となり許可の対象となります。

申請に至った経緯、譲渡人は4年前に土地を相続しましたが、農業用としては面積が狭く周辺には住宅が密集しているため売却を考えました。譲受人は現在借家住まいをしており、定住の地を定めたく小学校も近く住宅用地として適した申請地を選定し購入を決めましたが、農地であったため申請に至りました。

事業計画は、申請地へ一般住宅を建築する内容です。

上・下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。

周囲にコンクリートブロック等を設置し土砂の流出を防ぎます。

現地を確認した結果、隣接に農地はありますが転用に問題はないと判断しました。

地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終ります。

議長 報告が終わりました。

番号3番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので島田晴子委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。

番号4番は取下げとなりましたので、欠番となりました。

次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の 協議に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号についてご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりまして、農用地利用集積計画は農業委員会の決定を経て市長が定めるとなっていることから協議があったものです。

議案書4ページから7ページが「利用権設定関係」の案件で14件、合計面積は、108、6

58平方メートルとなります。

調査を担当されました農地利用最適化委員各位から報告書の提出をいただきましたが、全ての 案件で同条第3項の各要件を満たしているとのことから、市長への回答は決定として問題は無 いと思われます。以上です。

議長 説明が終りました。

このことについて質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので事務局説明についてご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第3号は事務局提案のとおり決定することに決しました。 以上で全ての議案が 終了いたしました。

慎重審議いただきありがとうございました。

これをもちまして、那須塩原市農業委員会第11回総会を閉会いたします。

木 議 車 緑 が 正 碑 7	であることを証するため	ここに睪タオス

議	車	紐	罢	名	Y
OŦV.	≖	业米	48	\neg	\sim

20番			
•			
2番			